

○井神議長 通告7番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。  
尾和弘一議員。

○尾和議員 今、議長のほうから一般質問に対する許可を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。いずれも市民にとって非常に重要な問題でありますので、市長の誠意ある答弁を求めておきたいと思います。

まず第1点であります、岩出市の財政に関してであります。

岩出市の歳入歳出において、毎年、剰余金が発生をしております。この状況は、反面、市民のニーズにできていない面もあると考えております。本市の平成26年度一般会計決算で、市長は4,357万5,000円の黒字であるということを公表されました。25年度も約3億円の黒字であるということでありました。

市は、口を開けると、今まで限られた予算の中で、最大限に常にと行ってまいってきたのであります。ここ近年、この言葉はなく、市民の多様な要望にできていくに変化をしてきておるのが実態であります。

現実に、この黒字額を効率よく運用していくことも、一面、非常に大切な市にとっての課題であると考えております。

そこで質問をさせていただきます。まず第1点、岩出市の現在の基金の残高は幾らあるのか。直近の一番新しい額で結構ですので、ご答弁をいただきたいと思ます。

2番目に、この基金の運用について、どのような方針でされてきているのか。

さらに、次に、岩出市の指定の金融機関名はどこに指定をされているのか。

また、各市中銀行の預貯金額の残高について、現在、幾らあるのか、これも直近で結構ですので、現在の預貯金残高について、ご答弁をいただきたいと思ます。

それから、この基金の問題については、流動資産としての基金の問題として低利であるという面が一面あります。これについては、長期国債への運用、転換をして、少なくとも高利のところへ預けがえをするという考えは持っておられるのかどうか。

以上、ご答弁をいただきたいと思ます。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

会計管理者。

○井神会計管理者 尾和議員ご質問の1番目の1点目、基金残高につきましては、11月末現在で、財政調整基金14億490万3,279円、教育施設建設基金1億5,882万8,387円、都市計画事業資金基金5億3,560万5,665円、ふるさと基金1億3,489万4,435円、減債基金11億8,274万9,048円、公共施設整備基金4億6,847万5,756円、総合庁舎建

設基金10万4,394円、土地開発基金3億729万4,166円、地域福祉基金2億9,842万6,917円、中山間ふるさと・水と土保全基金1,049万203円、ごみ処理施設建設基金2億87万8,184円、国民健康保険事業運営基金90万円、介護給付費準備基金1億2,745万782円、下水道事業減債基金1,000万7,000円、根来公園墓地基金928万8,897円となっています。また、運用につきましては、ペイオフ対策として、借入額と元本保証額の範囲内での定期預金及び5年の国債、残りを普通預金で運用しております。

次に、2点目、指定金融機関につきましては、紀陽銀行です。

また、収納代理金融機関としましては、南都銀行岩出支店、紀の里農協、きのくに信用金庫岩出支店、近畿労働金庫那賀支店、池田泉州銀行和歌山支店、三井住友銀行和歌山支店及びゆうちょ銀行です。

次に、3点目、基金の預け入れ残高につきましては、11月末でございますけども、紀陽銀行38億6,422万836円、紀の里農協1億3,962万3,113円、きのくに信用金庫2億615万2,069円、南都銀行1,000万円、近畿労働金庫1億2,000万円、ゆうちょ銀行1,000万円、国債が額面で5億円でございます。

なお、5年を超える国債につきましては、元本割れや市の財政状況などの面からも現在は考えておりません。

基金の総合計でございますけども、一般会計・特別会計の基金、合わせまして48億5,029万7,113円となっております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、岩出市の財政の中でも、特に基金の部類についてご答弁をいただきました。ここで長期国債については、5億円運用しているんだということでありませう。

ちなみに、大分県の国東市なんですけど、国債を使った基金運用に取り組んだ結果、平成25年度に利回りが1.96%という実績を上げております。これに比例して、岩出市に置きかえると、国東市では129億あるんですけども、2億5,000万円の利息を出していると。約半分以下ですが、少なくとも1億円ぐらいの利ざやが、基金運用によって出てくるんじゃないかと。

ただ、財政調整基金の考えについては、現金がないと、いざというときに困りますから、そういうことに備えて、全て運用するということは難しい面もあると思うんですけど、国債そのものについては、安全性とか流動性の確保というのが困難とい

う理由で、今、ご答弁いただいたと思いますが、国債、国立市では、オーバーパー債権という、現在の株券価格、市場価格が額面金額を上回る債権であっても、債権購入日から満期までの運用期間全体の利息合計が償還差額を上回れば、それは元本割れにならないと。売却損失としても、利回りの高い債権の入れかえで、一括運用する基金の運用収益で償却すればいいという方針で運用されております。

そこで、岩出市において、今、基金残高総合計48億円あるんですが、その金額全てではありませんが、それをそういうような国債に転換をして、利息、利ざやを上げていくという形で取り組みするお考えがあるのかどうか、これについて質問をさせていただきます。

○井神議長 会計管理者。

○井神会計管理者 尾和議員の再質問にお答えいたします。

基金を国債でもっと運用してはどうかということだと思いますけども、現在のところ、5億円を国債のほうで運用しています。今現在のところ、基金には使用目的等ございますので、流動性も必要な部分もございますので、これ以上のところは、今のところは考えてございません。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市長ね、これご質問したいと思うんですが、担当者はそう言っておりますが、市長として、この運用のやり方についてのご答弁をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○井神議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

現在の5億国債、それで精いっぱいだと思います。というのは、年間通じて、10月ごろから資金不足に陥っております。その中で資金を運営して、3月末にそれを埋めているのが、今の現状であります。どうぞご理解。

○井神議長 これで、尾和議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、附属機関、岩出市にはいろいろ附属機関がありますが、行政は、常に法令を厳守すべきであると。すなわちコンプライアンスに従って運営しなければならないということで、これは大原則であります。市民は法を意識して生活をしていないのであります。大半は法と常識とが一致しているからであります。

しかし、行政の権限の根拠は行政法規であり、法規に書いていないことをやっ  
てはいけないのが原則であり、したがって、行政担当者は常に法令を意識する必要が  
あります。さらに、行政の執行は形式的に法に適合すればいいのではなくて、実質  
的に市民の意思を反映して行わなければならない側面もあります。

これまでも岩出市では法令遵守上の問題が、次のように幾つかありました。例え  
ば、短時間労働者の有給休暇が未支給であったり、職場における安全衛生法違反  
であったり、こういう問題が発生をして、ほかにも、もちろん存在をしております。  
市長判断だけで委員会を設置して報酬を払っていた問題、今回は岩出市の附属機関  
の相当数の委員会等が法令及び条例の根拠もなく設置され、市長が委員に対して条  
例の根拠なく報酬を支払ってきているのではないかという点を指摘をしておきたい  
と思います。

附属機関は岩出市の組織の一部となるものであり、市長の私設応援団ではないわ  
けであります。委員に対する報酬も公金からの支出であり、条例の根拠がなければ  
支払いは法令違反であります。市民による住民監査請求が行われれば、市長は、当  
然、相当額の賠償をしなければならない事態も発生することが予測されるのであり  
ます。

そこで、以下の質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点であります。現在ある組織において、設置されている附属機関はど  
うなのか。2番目に報酬が支給されているものがあるのではないか。3番目に、法  
令及び条例に抵触するものはないのか、あるのかについて、ご答弁をいただきたい  
と思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

附属機関についての1点目と2点目を一括してお答えいたします。

附属機関につきましては、地方自治法で定められており、審査会や審議会等がご  
ざいます。当市においては、長期総合計画審議会を初め23の附属機関を設置してご  
ざいます。報酬の支給につきましては、岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬  
及び費用弁償に関する条例に基づくものであり、法令や条例に抵触しているものは  
ないと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出市の附属機関について、今ご答弁をいただきました。23機関あるんだということでもあります。そこで具体的にお聞きしたいと思うんですが、附属機関の規定については、今、総務部長がご答弁をいただきましたが、地方自治法第138条の4の第3項で「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」ということになっております。いわゆる法律や条例の定めているところに、そういう機関を置くことができるんだということになっているのであります。

また、裁判所の判例でも、この規定でいう附属機関とは、行政機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等、行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものであって、その名称は問わないものであり、また、そういう審査等は、特定の事項について判定ないし結論を導き出すために内容を調べることを。諮問とは、特定の事項について意見を述べることを指す、比較的広い範囲の概念であるということ、これは平成14年1月30日、埼玉地方裁判所で判例が出ております。

行政実例においても、さまざまな規定が設けられておりますが、今、23機関ということをおっしゃいましたが、例えば、私が、この前、議会事務局のほうに調査を依頼して、資料をいただいんですが、この中で、職員だけで構成しているものについては、これは該当外ということでもありますので、それと交差するところがあると思うんですが、疑問に思う点をちょっと申し上げますので、それについてお聞きをしたいと思います。

交通指導委員会、それから、暴力団追放推進協議会、公金等取扱調査会、公有財産等調整委員会、それから、ふるさと運動推進委員会、青少年育成委員会、民生委員推薦会、それから、差別事件処理委員会、それから、保健衛生事故調査会、ごみ分別冊子作成委員会、宅地開発等審査会、これらについての見解をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

尾和議員、例として幾つかの組織をおっしゃっていただきましたけども、附属機関の定義については、先ほど、自治法に基づいたものの解説がありました。要綱等に基づいて設置されているものが、ご指摘の件かと存じます。その件につきまして

は、専門家であるとか、市の職員以外の外部の市民から参画しているところであり  
ますけども、意見を聴取する組織もありますけども、その意見を合意として意思表  
示はしていない、こういうふうな組織もございます。

したがって、それぞれの組織については、運営内容等を十分勘案した上での対応  
ということでございますので、附属機関という定義には該当しないと、このように  
考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私の見解と、今、部長の見解と違うんですが、逐条、地方自治法第6次  
改訂版の中にこういう文書があります。執行機関の補助職員以外の外部の者の委員  
あるいは構成委員として加わるときには、それはもはや組織として理解されるべき  
であり、その設置については、附属機関として地方自治法第138条の4第3項の規  
定によって条例で定めなければならない。それから、行政実例、平成27年、ことし  
の1月19日ですが、附属機関たる性格を有するものは、臨時的のいかんを問わず、  
機関であっても条例によらなければ設置できないという見解があるわけでありませ  
う。

そうしますと、今ご答弁をいただきましたが、そういうものではないという条例、  
法令に違反しないんだという見解であります。それについて再度そういう見解に  
基づいたことに対して、岩出市はどういう認識なのか、これも監査請求してやって  
くれということなのか、法的に争うということなのか、早急に是正をしていただけ  
れば、私も考えるところがあるんですが、その点についてご答弁をいただきたいと  
思います。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

裁判事例等、ご提示、今いただきました。それぞれ組織の運営状況により異なる  
のかと、このように考えておるわけです。そもそも運営する組織の性格、これは十  
分見きわめて判断する必要があるのではないかと、このように考えます。

したがって、それぞれの組織の運営内容等十分精査した上で、適切な対応を  
する必要があると、このように考えております。したがって、調査研究したいと、  
このように考えます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、3項目め、移らせていただきます。

今、地方創生とか、いろいろな形で取り組みが政府のほうでされているんですが、その中の一環として、最近、特に各地方自治体で取り組まれている点が1点ありますので、岩出市においてもご検討していただきたいという点があります。

まず、固定資産税についてであります。

固定資産税というのは、一定の要件を満たすと減額されると。固定資産税というのは、言わずもがなであります。毎年1月1日に土地や家屋といった固定資産を有する人に、市町村が課する税金であります。固定資産税は、賦課課税制度といって、地方公共団体が自動的に税額を計算して、納税通知書を送って徴収をしていくという制度であります。固定資産税に関して、今まで、いろんな形で新築住宅なり、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等については、一定の減額措置が設けられてきました。

ここで、私は、この固定資産税について質問したいのは、岩出市内で二世帯住宅あるいは三世帯同居の実態について、どうなっているのか、お聞きをしたいと思います。二世帯住宅でも三世帯住宅でも、同一敷地内で住んでおられる場合は、それに該当するというような形で捉えることも可能でありますので、その内訳について、岩出市の実態をお聞きをしたいと思います。

それから、これらのケースに対して、これ、泉南市にあるんですが、泉南市が9月議会で、同居世帯に対して、固定資産税を3年間全額免除をするという制度を導入されました。私は、これらの措置というのは、今、じいちゃん、ばあちゃんとか、孫とか、三世帯同居の少ない家庭が非常に多くなって、核家族化して、先ほどから議論のありました老人の認知症対策も含めて、介護問題も含めて、非常に大切な課題ではないかなと思っております。

そこで、そういう世帯に対して固定資産税を減免していく、全額減免をしていく、3年間ですね。暫定条例であります。そういう制度をこれは国も奨励しているわけがあります。そういう状況の中で、岩出市においても、そういう取り組みをすべきではないかというように考えておるんですが、市のご見解をお伺いしたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の3点目の質問にお答えいたします。

二世帯及び三世帯同居の実態につきましては、固定資産税においては把握できま

せんが、平成22年の国勢調査の数値では、総世帯数1万9,529世帯のうち二世帯同居の世帯は8,878世帯、三世帯同居の世帯は1,167世帯となっております。

続いて、減免制度の導入はどうかについてでございますが、県外の一部の市町村では二世帯、三世帯同居の世帯への支援策として、新築住宅に対する減額措置をさらに減額する措置をとっておりますが、岩出市は、現在のところ、導入の予定はございません。

なお、県内9市においても、このような独自の減額措置をとっているところはありません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 固定資産税の二世帯、三世帯住宅に対しての減免制度については考えてないと、非常に冷たい岩出市だなと、そのように考えております。

減額措置というのは、かつて日本の家族は、三世帯同居が普通でした。先ほども言いましたが、親の介護を子供夫婦が担い、いわば家庭内でのセーフティネットの役割を果たしてきたのであります。しかし、その後、核家族化が進行して、家族の構成員が少なくなっており、その流れで高齢者だけの世帯がどんどんふえてきております。さらに、ひとり暮らしの世帯が急激にふえているという側面もあります。誰が介護を担うのか。父母と子供の夫婦の良好な関係は、スープの冷めない距離という言葉で表現をされてきました。

父母の遺縁や孫との暮らしは、今やほとんど存在しないのが現実であります。岩出市においても、この現状を把握していただいて、和歌山県下で岩出市は人口がふえてきているとはいいますが、その人口増加は近隣の市からの流入であって、転入であって、これから10年、20年後を経過していきますと、全国の動向と同様、少子高齢化の中で直面するというのには目に見えております。

豊かに流れる時間、暮らし、潤いの時間を共有できるよう、今からでも私は遅くないと思うんですが。今、総務部長のほうから、二世帯住宅が国勢調査で8,800件余り、それから三世帯住宅で1,167世帯あるんだということでありました。ぜひ、この固定資産税の減免措置を契機に、少なくとも従来の住宅ではなくても、新築住宅に住まわれようとしている方について、そういう制度を導入できないものだろうかと、私は強く思うのであります。従来の二世帯、三世帯については、それはそれで置いて、これから新しく岩出市に住居を構えられる二世帯、三世帯住宅に対しての固定資産税の減免を3年間猶予するという制度を利用して、多くの方が岩

出市に住んでいただけるような財政的な支援を、経済的な支援をしていくことも、一面大切ではないかなと、そのように考えております。

また、それができないのであれば、例えば、二世帯で新築住宅の場合は2分の1とか、三世帯の住宅の場合は3年間、全額固定資産税の減免をするという制度の創設をぜひ市長初め取り組んでいただきたいと、そのことを質問して、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

質問の趣旨については、二世帯の新築の件でございましょうか。三世帯ということ。

○尾和議員 今質問したのは、新築で三世帯、二世帯同居に住むという条件を課して、それを減免をしたらどうかという提案でした。

○佐伯総務部長 二世帯、三世帯ということですが、私どものほうで把握させていただいているのは、新築にということでございますと、二世帯住宅、三世帯住宅、この新築については、既に減免制度がございます。平成24年度で3件、二世帯住宅ですが、平成25年では1件、平成26年で1件ということです。三世帯の住宅については、それぞれなしということがございます。

減額する額については、居住部分にかかる固定資産税額の2分の1ということですが、それから、一般住宅については、新たに固定資産が課されることになった年度から3年間の減額措置がございますということです。

それから、定義なんですけども、二世帯住宅を新築した場合、ご承知かと思いますが、玄関、台所、トイレなど、それぞれの利用上の構造で、今申し上げた2つ以上の構造物に設置されている新築住宅でございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私のちょっと認識不足で、新築でそういう場合についてはあるんだということなんで、私ちょっと、そのところは調べておりませんでしたので、これは条例に制定していると思うんですが、それはそれとして、できたら現在の二世帯、三世帯についても減免制度を考えないということなんでしょうけども、ひとつ検討をお願いしたいと、そのことを質問しておきます。

○井神議長 答弁はよろしいです。

○尾和議員 答弁はいいです。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時55分から再開します。

休憩 (14時40分)

再開 (14時55分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 質問をさせていただきます。

4項目めではありますが、最近、いろんなところで物議を醸している問題ではありますが、男女共同参画の中で、男女同権について質問させていただきたいと思えます。

同性愛や性同一性障がいについて、東京都渋谷区で11月、同性カップルを公的にパートナーと認める制度を始めるなど、差別をなくする動きが進んできております。

岩出市の男女共同参画推進条例においても、第1条に、市、市民、事業者が、それぞれの責務を果たすことにより、男女共同参画社会を実現していこうという趣旨の内容の条例ができております。条例の推進に当たっては、市は男女共同参画推進に関する施策を作成して、実施しなければならないと、そういう理念のもとに現在あると思うんですが、そこにおいて、男女共同参画の担当者では、庁内各部局に対して、条例の趣旨、理念、常々どのように普及啓発してきているのか、市の具体的な取り組みをまずお聞きをしたいと思えます。

それから、次に、市が持つ全ての公文書に関して、問題についてではありますが、継承してほしいという面を含めて、今回は実印の印鑑証明書の性別表示に関して、これについて必要ではないのではないかという、各地方の自治体で取り組みがされております。岩出市においても、この実印の印鑑証明書、性別表記の欄については削除していくべきではないかと、そのように考えるものでありますが、市の答弁をいただきたいと思えます。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 本市におきましては、男女共同参画社会基本法に基づきまして、

岩出市男女共同参画プランを策定し、男女が性別にかかわらず、個人として尊重し合うとともに、お互いが自立し、あらゆる分野で対等のパートナーシップを発揮できるまちの実現を目指し、具体的には、市民の皆様方に親しんでいただける講座の開催や子育て支援、あらゆる暴力の根絶などの取り組みを進めるとともに、市民との協働といたしまして、ボランティアの方々を募集いたしまして、街頭啓発や啓発リーフレット等の作成・配布等、地域に密着した啓発活動を行っているところでございます。引き続き、啓発を中心とした活動に取り組んでまいります。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の4番、男女同権についての2点目、実印の印鑑証明書に男女の表示は必要かについて、お答えいたします。

印鑑登録証明書は、岩出市印鑑条例第13条の規定により、印鑑票に登録されている印影の写し、氏名、生年月日、男女の別、住所などを記載するものとしております。印鑑登録証明書は、本人確認を要する業種、また、契約に絡むことも多く、名前だけで男女の区別ができない方もおられ、性別記載という合理的な区別をなくしてしまうと困る方も存在するおそれがあり、男女の表示をなくすなど見直す考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、男女同権に絡んで、実印の印鑑証明書、男女の区別は必要でないんじゃないかという質問をさせていただきましたが、男女の区別は必要であるということでありました。セクシャルマイノリティーの人権施策については、性同一性障がいや同性愛の方々の存在や当事者の生きづらさについての理解を深めて、差別意識をなくして、人権意識や合理的配慮を培養するよう取り組みを行っているのが実態であります。

ことし、電通のダイバーシティ・ラボが行った7万人対象の調査では、体と性が一致して恋愛対象が異性である人の比率は7.6%という結果を報告されております。クラスに2人や3人は性自認や性的思考に何らかの悩みを抱えているといってもおかしくないということでありました。

岡山大学病院の中塚教授によると、患者を対象に行った調査では、対象者全体の59%が自殺を考え、29%が実際に自殺未遂や自傷行為を行っていたということでありました。28%が不登校の経験があるという結果も出されております。我々は、一概に男女同権について語る場合に、その人の立場に立って物事を考えていくという

ことが大切であろうと思うのであります。

男女共同参画社会の中で、今、啓発に重点を置いておりますが、具体的には、市の幹部職員を女性の課長級を何%にこなさいとか、国自体が、そういう各企業や自治体での女性の比率あるいは審議会での女性の比率をふやしなさいという方針であります。現実的には、それが実現していないのが実態であります。

私が今回質問している事項について申しますと、この人間社会において、多様性を認め合う、少数差を尊重できる社会、この社会をいかにつくり出していくかという1つの取り組みとして、岩出市の各公文書において男女の個別の必要のない箇所については削除していく、訂正をしていくということも1つの取り組みであろうと、私は考えております。

これは高松市議会の市民生活局長が14日の市議会の一般質問の答弁で、印鑑の正当性を保証するのに必ずしも必要とは考えていないと。削除に向けて検討を進めたいという答弁をされております。

岩出市においても、この印鑑登録証明書は、本人みずから持つものであって、男女の表示については必要ないというふうに私は思っておりますので、これについて再度検討していただいて、それ以外の男女の表示についても、必要のないところについては削除していくと。公文書において削除していくという取り組みをぜひしていただきたいと、かように考えているんですが、市の答弁を再度求めたいと思いません。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の印鑑証明書の件でございます。

先ほども答弁させていただきましたように、男女別の表示をなくす考えはございません。

この条例についてでございますけど、総務省から印鑑の登録及び証明に関する事務の通達がございます。そこで印鑑登録証明書事務処理要領に基づきやっております。それに準拠したものとなっております。したがって、先ほど申し上げたように、やはり名前だけで男女の区別ができない方もおられるということもございますので、現在のところ、考えはございません。

それから、あと、公文書全般についての男女別の見直しの件でございます。これについても、先ほど申し上げたように、やはり書類の提出部署によって、その名前

だけで判断できない男女別の区別が必要なことも考えられますので、見直す考えはございませんが、他市の動向も十分注視してまいりたいと、このように考えます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、男女同権に対する市の見解と全然違うんですが、認識の違いかな。カミングアウトされている立場に立って物事を見る、そういう姿勢ではないかと、そのように思っております。

つけ加えて言いますと、高松市では、2005年ごろから多くの書類から性別欄を削除してきておるんですね、実際でも。必要なところについては、それは必要でしょうけども、必要でないところについては、これはなくしていこうという基本姿勢がうかがえて、今回の高松市における局長の答弁につながっているのかなと思うんですが、同性愛者に対する、最後になります、市の見解をちょっとお聞きをしたいんですが、他の市町議会においても物議を醸しておりますが、市長については、この見解についてどのようなご所見なのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 東京の渋谷区とか世田谷区で同性のパートナーシップ証明書、発行されてございます。これにつきましては、ダイバーシティということで配慮したという点では、今まで悩んでこられた方々には明るい一報というふうに思われます。

ただ、この証明書は婚姻届を提出した夫婦間に与えられる権利を同じように与えられるものではありません。民間のほうでは、携帯電話の会社の家族サービスとか、生命保険による取り扱い、変化があったと報道されておりますけども、ほかの部分においては、婚姻関係と同等の権利を得るものではありません。憲法の第24条では、同性間の婚姻が認められていないということから、権利行使が不可能なことがございます。

1 自治体の条例によります証明書や適用範囲、また離別による場合など、証明書の拘束力や民間の活用範囲についても、まだ不明な部分が残っていることから、この点について、岩出市において直ちに適用することは考えておりませんが、マイノリティということの問題につきましては、現在も男女共同参画分野においても課題化されてきてございますので、平成28年度におきまして、男女共同参画プランの見直しを行います。その中で検討してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、5項目めの質問をさせていただきます。

この5番目の質問についてですが、労働安全衛生に関してであります。今回、労働安全衛生法の改正に伴って、改正案におけるメンタルヘルス対策強化の大きなポイント点が3点出されました。

第1点は、50名以上の事業所について全従業員のストレスチェックの実施、それから2番目に、高ストレス状態かつ申し出を行った従業員への医師の面接、それから医師面接後、医師の意見を聞いた上で、必要に応じた就業上の措置、なお行政としての報告として、会社はストレスチェックや面接指導の実施状況として、以下の4点を1年に1回、労働基準監督署に報告しなければならないというようにうたわれております。

まず第1点は、ストレスチェックの実施時期、それからストレスチェックの対象人員、ストレスチェックの受検人員、面接指導の実施人数、職場において最も重要なのは、楽しく仕事ができる環境であります。もちろん風通しのよい職場、ストレスのないことが求められるのは当然でありますし、それによって市民サービスに寄与できるものと私は考えております。

岩出市役所内の職員の皆さんに対して、實際上、どういう施策をとっていくのか、今後、市としての取り組みが問われるわけではありますが、その中で安全であるそのためにも、産業医の活用というのは非常に大切であります。産業医の実態、活動内容について、お聞きをしたいと思います。

それから、このストレスチェックの実施について、どのような方向で実施をしていこうとしているのか、この点についてご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 労働安全についての1点目にお答えいたします。

産業医の職務につきましては、平成27年9月議会の質疑でもご答弁させていただきましたが、職場巡視、職員健康診断結果に基づく健康相談・保健指導、岩出市衛生委員会の委員として衛生委員会に出席をいただき、意見及び助言をいただいております。

2点目につきましては、労働安全衛生法が改正され、ことし12月から毎年1回、検査を実施することが義務づけられたことから、現在、準備を進めているところで

ございます。予定といたしましては、平成28年7月の職員健康診断と同時期にストレスチェックを行い、その後、結果に基づく面接を計画してございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは市役所職員、自治労の資料等を見ますと、日本、今、この制度がなぜ導入されたかということなんですが、日本は自殺者が非常に多い国と言われております。依然として、2014年には2万5,000人を超える人が自殺をして亡くなっております。このうち企業などで約3割がそれに該当する、いわゆる7,500の方がみずから命を落としていると。これは地方自治体を含めて、全ての自殺者数でありますので、これに隠れて、なお影響あるのは、これの3倍余りが自殺ではないかと。7万人から8万人が自殺をしているというのが実態であります。

警察庁の統計等を見ると、実際に自殺をした数字は2万5,000人余りということですが、それに加えて、そういう実態にあるということに深刻に受けとめて、この取り組みがされるということでもあります。

岩出市においては、来年の7月に実施をされるということですが、その中で、まず第1点、注意しておかなければならないのは、チェックをした後、医師に事務担当者が直接それを公開しないでくれということになれば、産業医どまりであるということをは肝に銘じてほしいと思うんですが、チェックをした後、異常が出てきたということになりますと、直ですね、仕事上にも影響が出てくるということもありますので、その点については十分注意が必要であると、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、産業医の活用についてですが、私が情報公開条例に基づいて請求した資料によりますと、産業医は、毎月1回、少なくとも1回、職場を巡視しなければならないということになっておるんですが、毎月実施をしているのかと疑わざるを得ないことがあります。

また、安全衛生法第11条では、衛生管理者は、少なくとも毎週1回、作業等を巡回して設備作業方法、また衛生状態に有害なおそれがあるときに、直ちに労働者の健康障がい防止のために必要な措置を講じなければならないと。また、その権限を与えなさいということがありますが、実際、衛生管理者がこの業務をしているのかどうか、2番目にお聞きをしたいと思います。

それから、安全衛生法の中で、産業医と歯科医師の問題もあるんですが、歯科医、いわゆる歯医者さんですね、これについての実態を実際やっているのかどうか、安

全衛生法第14条の4項で、歯科医師についての規定もあるんですが、これをやっているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目についてでございます。ストレスチェックの結果の公表ということでございます。ストレスチェックシートをしていただいて、その結果の判定については、和歌山県民総合健診センターで行う予定としております。結果通知については、本人及び人事担当者に送付されることとなっております。

それから、2点目でございますけども、産業医の活動についてでございます。

27年度の産業医の活動状況を申し上げますと、平成27年5月27日に衛生委員会を開催し、熱中症対策等についての審議をいたしました。それから、27年7月23日に同委員会を開催し、ストレスチェックについて、産業医から詳細の説明を受けて勉強会を開きました。それから、同年10月の8日に職員の健康診断の結果に基づく個別診断を実施いたしました。同年10月22日、同じく2日目の個別診断を実施いたしました。それから、11月5日、これも同じく個別診断を実施した。計3回に分けて個別診断を実施したところであります。それから、今後の予定としては、28年の1月に衛生委員会を開く予定としております。

それから、議員おっしゃったように、歯科健診でございますが、これは実施しておりません。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、総務部長が答弁されましたが、ストレスチェックを実施した後については、事務担当者に通知をするということですが、ここでは実施をして、労働者にその結果を通知しますと。ここまでは普通の健診の流れと同様ですが、安全衛生法の健診の場合は、医師から事業者へ健診の結果がそのまま行くのですが、ストレスチェックの場合は、直接行ってはいけなくて、同意がないと事業者へ通知できないという流れになっていることはご存じやと思うんですね。こういう点から、今のご答弁については問題がありますので、訂正をしていただきたいと思います。

それから、産業医の件ですが、今答弁されたのは、安全衛生委員会に出てますよということだけであって、職場を巡視しなさいということを月1回決めているわけですね。それをやっているのかどうかということを確認をしたわけですが、それに

についてはご答弁がなかったもので、巡視をしてないんだなと私はそのように理解しているんですが、その点について再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、歯科医師の問題については、今やってないということですが、これについては、今後どうされるのか、これについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目のストレスチェックシートの件でございます。集団分析をするために職場に送付されると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の職場巡視についてでございますけども、職場巡視は毎月実施しております。その中で改善を要する箇所がありましたら、その部分は速やかに改修をしてございます。

それから、歯科の関係については、今後、衛生委員会のほうで検討してまいりたいと、このように考えます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

○尾和議員 それでは、6番目の質問をさせていただきます。

岩出市において、全て地籍の国勢調査が完了したということはこの議会でも報告がありました。過去にも、岩出市所有の財産について明確にすべきであると、私は申し上げてきております。当然、嘱託登記において、民間と公共用地の境界も明示されていると私は理解をしております。しかし、一部、不明確な場所があるんじゃないかということで、市民の中からご指摘がありましたので、それについて質問をさせていただきます。

まず第1点は、市の見解をお聞きをしたいと思うんですが、地籍において明確にされてきているのかどうか。

それから2点目は、岩出市内で無番地の箇所があるんじゃないかと。

それから3番目ですが、隣接市、いわゆる和歌山市と紀の川市の境界について、不明確な点が存在をしないかということであります。これについては、国の告示行為と異なる地番の移動があるんじゃないかというご指摘なんですけども、岩出市のご見解をまずお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 地籍調査事業は、平成26年度で調査対象地域全域の調査が完了しています。

議員ご質問の隣接市との境界に接する土地についても全て調査を行っており、土地の権利者等の立ち会いのもと、土地の全ての境界を明確にしています。

また、無番地の箇所はあるのかどうかについても、無番地はありません。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の6番目の隣接市との境界についての3点目、曖昧な市境及び告示行為と異なる番地移動があるのではないのかについて、お答えいたします。

曖昧な市境ということですが、船戸山周辺において和歌山市との境界は、地籍調査の成果により法務局に登録されておりますので、確定済みでございます。

また、昭和31年の町村の廃置分合につきましては、告示どおりでございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。無番地もなければ、岩出市の地籍については、全て明確であるという答弁でありました。そこでお聞きをしたいのは、昭和31年9月30日の町村合併で行政界が確定をしております。この当時、和歌山県知事の小野真次、内閣総理大臣・鳩山一郎、告示の字東山1108から字岩ノ谷1116番に岩出町を置くということで、この大字で上三毛の部分で、現在不明ではないのかということでもあります。

その後、昭和31年9月30日告示以降、変更の届け出は岩出市はしてきたのか、これについて再度、お聞きをしたいと思えます。

この問題については、岩出市と和歌山市との境界で、字北原1110から1110のうち2号、1110の3から1110の6、1110のうち3から1110のうちの7番目、それから1111、1112、1114、第2、1114のうち1号、1115号、この岩出町大字上三毛の番地が、すこっと船戸の山のところに移動しているというように聞いております。従来あったところが、現在、無番地となっているということのご指摘なんですけども、そういうこともないということでしょうか、再度ご答弁をください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、土地の移動なんですけど、土地の移動はもちろんできないために移動しておりませんし、そのような調査を行っておりません。

それと地籍調査におきましては、法務局に備えつけの登記簿謄本に基づき、関係者の立ち会いのもと行っておりますので、適正であると考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 地籍は移動できない、これは当然なことなんですけども、法務局の総務課長補佐の話によると、昭和31年、岩出町が4カ村協議で、第12項によると、合併後の大字はそのまま移管して、しかし、小倉村大字上三毛、字船戸については、岩出町大字船戸とすると。よって、岩出町に属する小字は字北原であり、それ以外においても岩出町上三毛、字岩ノ谷、字長谷、字ワヤマとすべきであるというご意見があるんですが、これについてもそういうことはないというように理解してよろしいでしょうか。

○井神議長 再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 ご質問のとおり、問題があるとの問い合わせがございました。それで、その関係者と法務局、市職員の3者で話し合いを行い、問題があると思われる地番を具体的に示していただき、調査当時の記録を調べたところ、地籍調査に問題がなく、その旨を回答させていただいています。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、もうしばらくご辛抱いただきたいと思います。

まず、最後の問題について質問をさせていただきます。

堀口プール（市民プール）で事故が発生して、9月議会においても質問をしてきました。

まず第1点は、9月16日以降について経過はどうなっているのか。

それから、2点目は、問題点や課題について、今後の対策を含め、現在、調査検討中であると答弁をいただきました。その後、3カ月が経過をしております。どのように集約されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3点目は、第三者委員会の設置については、考えてないということで

ありましたが、その考えについては変わらないのか、ご答弁をいただきたいと思えます。

○井神議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の7番目、市民プールでの事故について、一括してお答えいたします。

まず、9月16日以降の経過につきましては、ご家族の方々と話し合いをしてございます。話し合いでは、今回の事故における市側の問題点や瑕疵等も踏まえ、話し合いで解決すべく、ご遺族の気持ちに寄り添い、できるだけ誠意ある対応をしていくことを基本に、継続して、ご遺族と現在協議しているところであります。

次に、問題点や課題につきましては、この事故が起こった直接的な原因として、市側の瑕疵は、監視員は、本児が母親から離れ、大プールのほうに移動しているところや大プールに入った瞬間を見ていなかったということがございます。こういった反省点を踏まえ、これらを安全管理マニュアルに反映するとともに、マニュアルに記載した事故については、確実に実行していくこととさせていただきます。

なお、ご質問の第三者委員会につきましては、9月にお答えしたとおり、設置する考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5歳の男児の子供さんが亡くなられるという重大な事故についてであります。1人の命というのは、地球よりも重いと言われるぐらい大切な命であります。我々は、このような状況の中で、岩出市が、今後どうしていくのかということが求められると思うんですが、具体的に、今後どうしていくのか、ここら辺について、現在まとめられている点があれば、ご答弁をいただきたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

現在まとめられている点についてということでもありますけれども、中心的な課題、これは先ほども言いましたように、監視員が見ていなかった等、先ほどお答えしたとおりでありますけれども、その他の課題とか問題点につきましては、新しい安全管理マニュアルにおいて、再発防止のために、そこに反映させて改善を図っていくことにしております。

これにつきましては、より安全性を高めるため、また客観性を高めるために、現在、市役所内において、各部局で検討をしていただいておりますところでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この事故そのものについてもそうなのですが、私は、日常的に冷やり災害、我々が民間で働いているときには冷やり災害、小さな災害あっても大きな事故につながるんだということで、常に冷やり災害を職場で上げていくと。それを一つ一つ潰していくということを繰り返し繰り返し、毎日のようにやってきた記憶があります。ちょっとしたことが、重大災害を生むということで、取り返しのつかないことにつながるということを、私は肝に銘じていただきたいと思います。今、ご答弁をいただきましたが、市に瑕疵があるのかどうか、これについては明確ではありませんでした。市の瑕疵、当初、市には、新聞報道によりますと、問題はなかったということですが、市の瑕疵についても、今回は認識をされているということで理解していいのか、お聞きをしておきたいと思っております。

「・・・（通告外の発言）・・・」

○井神議長 この市民プールの事故とは関係ありませんから、それは次の機会にお願いいたします。

○尾和議員 それでは、こういう実態の中で、岩出市として、議長は私の発言をとめますが、認識を新たにさせていただいて、こういうことが起きない、責任を十分に理解していただきたいと思います。

もう1点は、市長の行政報告で、この件について一言も触れないということは、私は責任逃れじゃないかと思うんですが、教育長と市長のご見解をお聞きをしたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 今回の事故につきましては、忘れてはならない教訓として、再発防止に努めることが教育委員会の重大な責務として考え、現在、対策を進めているところでございます。

○井神議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えします。

本来なら吉本議員に先にお答えするところでしたが、今回になりましたので、ひとつご容赦をお願いいたします。

今回の事故は、市の施設で起こった死亡事故であること、及び本児が本市保育所の園児であるということを重く受けとめており、亡くなられた男児のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆さんには心からお悔やみを申し上げます。

ご家族の気持ちに寄り添い、誠意を持って話し合いで解決するよう、教育委員会に対し指示をしているところであります。

また、平成28年度の市民プールの運営につきましては、教育委員会全体でも厳しい場合には、全庁体制で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。